

～令和6年度から～『介護保険制度』が変わります

令和6年4月から実施

一部の福祉用具が貸与（レンタル）と購入の選択制になります

▼令和6年4月利用分からの変更内容

下記の福祉用具について、今まで介護保険では貸与（レンタル）のみでの提供となっていたが、必要に応じて購入もできるようになりました。

■対象となる福祉用具

固定用スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のみは除く
歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。松葉杖を除くもの

令和6年8月から実施

施設を利用している方の居住費の基準費用額等が変わります

◇居住費の基準費用額

▼令和6年8月利用分からの変更内容

近年の光熱費の高騰や、在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、介護保険施設【特別養護老人ホーム・介護老人保健施設、介護医療院へ入所する時やショートステイ（お泊りサービス）】などの居住費にかかる基準費用額が1日あたり60円引上げられます。

■令和6年8月からの居住費の基準費用額（居住費の標準的な費用）（日額）

ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
		特養※1	特養以外※2	特養※1	特養以外※2
2,066円	1,728円	1,231円	1,728円	915円	437円

※食費については変更なし

◇介護保険負担限度額

※介護保険負担限度額認定とは

所得の少ない人が、介護保険施設などの施設利用が困難な場合、申請することで食費と居住費の補助を受けることができるものです。

▼令和6年8月利用分からの変更内容

補助を受けた際の居住費の負担限度額（自己負担額）についても、1日あたり60円引上げとなります。ただし、利用者負担段階第1段階の多床室利用者の限度額は変わりません。

■令和6年8月からの所得が低い方の居住費の負担限度額（日額）

利用者 負担段階	ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室		多床室	
			特養※1	特養以外※2	特養※1	特養以外※2
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	0円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	430円
第3段階①②	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円

※食費については変更なし

※1：「特養」は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護のことです。

※2：「特養以外」は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護のことです。

●お問合せ 介護保険課 給付係（☎内線 1133・1134）

～令和6年度から～『介護保険料』が変わります

65歳以上の人の介護保険料は、収入や所得、住民税の課税状況に応じ、公平な保険料負担となるよう保険料率が設定されています。特に、収入・所得の少ない人(第1段階・第2段階・第3段階)については、保険料負担を軽減するため、公費による軽減も実施しています。

■65歳以上の人の年間介護保険料額(所得段階別)

基準額：84,310円

段階区分	所得段階	保険料率	年間保険料
第1段階	●生活保護受給者 ※1	0.285 (0.455) ※2	24,020円 (38,360円) ※2
	●老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人		
	●本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485 (0.685) ※3	40,890円 (57,750円) ※3
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.685 (0.690) ※4	57,750円 (58,170円) ※4
第4段階	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	75,870円
第5段階	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	84,310円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	101,170円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	109,600円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	126,460円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	143,320円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	160,180円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	177,050円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	193,910円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上750万円未満の人	2.40	202,340円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上800万円未満の人	2.70	227,630円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上850万円未満の人	2.90	244,490円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が850万円以上900万円未満の人	3.10	261,360円
第17段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	3.30	278,220円

※1 : 中国残留邦人等支援給付受給者を含みます。

※2～4 : 第1段階・第2段階・第3段階の保険料は公費の投入により保険料率および年間保険料額が軽減されています。カッコ内は公費投入が無かった場合の保険料率および年間保険料額です。

【主な改正点】

- ① 基準額を 86,040円から 84,310円に引き下げ
- ② 段階区分を 20段階から 17段階に変更
- ③ 第9段階以降の段階の合計所得金額の範囲や保険料率を変更

令和6年度の介護保険料は7月中旬頃に郵送にてお知らせします。

介護保険は、介護に必要な費用を公費と保険料の組み合わせによって、社会全体で負担し合うというしくみのもとで成り立っています。介護が必要になったときに、誰でも安心して介護サービスを利用できる社会をつくるためには、介護保険は不可欠な制度です。みなさんが納める介護保険料は介護保険制度の運営に必要不可欠な財源となりますので、納付にご理解・ご協力をお願いします。

●お問合せ 介護保険課 保険料係 (☎内線 1135・1136)